

---

# 平成30年 第1回定例会

## 代表質問 勝亦 聡議員

平成30年 2月22日

---

### ▶質問

大田区議会公明党の勝亦 聡です。大田区が直面する様々な課題について質問をいたします。理事者の皆様、よろしくお願いいたします。

まず、2018年度東京都予算案に（仮称）東京都鉄道新線建設等準備基金が計上されました。今後、都議会で議論されることはありませんが、この準備基金により新空港線「蒲蒲線」の事業が大きく加速することを期待しております。東京都と連携のもと、事業のさらなる推進を区当局に要望いたします。平成30年度予算編成について質問をいたします。

平成30年度一般会計予算は2787億7600万円余、前年度当初予算と比較し169億1700万円余の増、率にして6.5%の増となっております。東京23区を見てみると、増加率の平均は2.7%増、前年度当初予算と比較してマイナスとしている港区、中央区、そして江東区もある中で、本区は増加率で第6位と上位につけており、積極予算であると見受けられます。今回の予算編成に込めた区長の意気込みを改めてお聞かせください。

歳入における特別区税と特別区交付金を見てみると、ここ10年と比較して最高額となっております。景気回復と区内人口の増加により税収は上向いていると言えますが、その一方で、財政基金繰入金の前年度比で44億円増加しており、切り崩した財政基金の30年度末残高の見通しは前年度末より96億円減額することになります。

税収は上向いているのに財政基金を取り崩す意図や妥当性についてお聞かせください。

税収は上向いているといっても手放しで喜んでいるわけにはいきません。かつて、アメリカ合衆国のケネディ大統領は、「太陽が出ている間に屋根は修理しなければならない」と議会で訴えました。この言葉は、景気回復に浮かれることなく改革を進めてこそ、持続可能な成長が可能となるということを意味しています。本区においても、公共施設の更新、生産年齢人口の減少、ふるさと納税の増加、法人住民税の一部国税化、地方消費税の配分見直しなど、予断を許さない財政状況であります。

区が抱える構造的な課題に対してどのように改革を進めようとしておられるのか、区長のお考えをお聞かせください。

今回の予算は、「暮らしてよし、訪れてよし、地域力あふれる国際都市おおた」の実現に向けた着実な取り組みを進めるものとして、四つの重点課題を掲げ、優先的に取り組むといたしました。大田区の取り組みがリーディングケースとなる先進的な項目も数多く

含まれております。その意欲的な予算について何点か質問いたします。

「健康・福祉・医療の充実、スポーツ、環境対策」の分野では、新スポーツ健康ゾーンの整備にもさらに力を入れていくとしています。しかし、そこでネックとなるのが、対象地域へのアクセスのしにくさです。このことは区民の多くからも指摘を受けております。

スクエアなまちづくりを整備する上からも、アクセスのしやすさは非常に重要と考えます。その解決に向け、区はどのように取り組まれる予定か、お聞かせください。

また、「安全・安心の確保、魅力あるまちづくり」の分野では、燃えない・倒れないまちづくりの推進に多くの予算が割かれております。耐震診断、耐震改修や建物の不燃化は息の長い事業であるかもしれませんが、なかなか進んでいないのではないかと指摘もあります。

耐震化、不燃化の事業の加速化と今後の見通しについてお聞かせください。

次に、中小企業支援策についてお聞きいたします。

政府による2018年度税制改正大綱が決定をいたしました。その内容は、生活者の目線に立った様々な改正であります。その中に中小企業の世代交代を円滑に進めるための事業承継税制の拡充があります。これは、中小企業の後継者不足による廃業増加に歯止めをかけるため、高齢化する経営者の引退が集中すると見込まれる今後10年間、税制の優遇措置を拡大することによって集中的に中小企業を支援し、円滑な世代交代を後押しする制度であります。

具体的には、中小企業の株式を受け継いだ場合の相続税の猶予割合を現行の80%から100%に拡大し、後継者の負担を実質ゼロにいたします。また、納税猶予を続けるための条件として、現在は5年間で平均8割の雇用維持が必要とされており、達成できなければ全額納付しなければなりません。これが事業を継ぐ上で二の足を踏む要因の一つとなっているため、この要件を緩和いたします。さらに、納税猶予の対象範囲を拡大いたします。例えば、経営者の父親だけでなく、母親からも株式を相続する場合や、複数の子どもが相続する場合も猶予できるようにいたします。このほか、承継後の納税負担の軽減も図ります。事業の引き継ぎ後に会社を譲渡・解散する場合、現行では引き継いだ時点の株価に基づいて納付額を計算していますが、猶予期間中に株価が下がる可能性もあるため、譲渡・解散時の株価で税額を再計算する仕組みを導入いたします。

公明党は、この事業承継を見直す必要性について、2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業の経営者が全国で約245万人に上り、その半数は後継者が決まっていない実情を指摘し、黒字なのに事業をやめてしまい、技術が途絶え、雇用も移らざるを得ない状況になることを防ぎたいと主張してまいりました。今回の事業承継税制拡充に対し、三村明夫日本商工会議所会頭は、「今後は事業承継への取り組みが重要だ。過去5年間で姿を消した全国で40万社の中小企業のほとんどが、後継者不足などによる廃業で、その半分

が黒字だった事実を見過ごすわけにはいかない。来年度から自民、公明両党のご支援で事業承継税制が抜本拡充され、使い勝手のよい制度に生まれ変わる。周知を図り、計画的な事業承継を促すことが非常に大事だ。引き続き協力をお願いしたい」とコメントを寄せています。

そこでお聞きいたします。区は、区内の中小企業における事業承継や廃業の問題についてどのように捉え、認識しているのか、お伺いをいたします。

また、事業承継税制拡充により、区内中小企業にとってどのような事業承継促進への効果があると考えているのか、お伺いをいたします。

区においても、この事業承継税制拡充をより多くの中小企業経営者に広報し、区内のものづくりをはじめとする企業が元気に発展的に持続していくことを望みます。ぜひ、国と連携し、事業承継の推進に努めていただきたいと思いますと考えますが、区の見解をお示してください。

次に、地方消費税の配分変更についてお伺いをいたします。

国は、都市部と地方の税収格差を是正するために、消費税のうち各都道府県に配分されている地方消費税の配分基準を見直すことを予定しております。現在、消費税率8%のうち、地方消費税に当たる1.7%が地方に配分されており、2015年度の地方消費税は合計で約5兆円に上ります。現行の配分基準は、税収の75%を都道府県ごとの消費税額の割合に応じ配分し、17.5%を人口に応じて配分しております。今回の基準見直しでは、消費額に応じた割合を50%に引き下げ、人口に応じた配分割合を50%に引き上げます。この制度は2018年4月から適用となり、2016年度に約6300億円あった東京都への配分額は1000億円以上減額になる見通しです。また、それに伴い、本区への減額は約25億円と伺っております。

本区は、この地方消費税減額による影響をどのように捉えているのか伺います。

それに加えて、地方自治体間に生じる税源の偏在を是正するために、国は地方財源である法人住民税の一部を国税化し、交付税の原資とするなど、地方税を地方自治体の財源調整に用いる動きを進めています。しかし、地方自治体の必要財源は国が責任を持って確保すべきであり、地方税の国税化による再配分は地方税の根本原則をゆがめるものと言わざるを得ません。特別区は国が進める税源偏在是正の動きに対し、様々な場面で特別区の考えを訴えています。このように、地方と都市部の格差是正や東京ひとり勝ちの是正は今後さらに進んでいくのではないかと考えられます。

そういった意味でも、自治体の自主財源確保の考え方が重要になってくるのではないのでしょうか。我が会派は、これまで自主財源の確保について訴えてまいりました。交付税によらない自主財源確保について、本区はどのような見解をお持ちなのか伺います。

次に、家庭ごみの収集についてお伺いをいたします。

家庭ごみの収集は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって、各区がその事業の一切を担うこととされております。しかし、例えば遺品回収業者や、俗に言うまちの便利屋さんが家庭ごみまで回収してしまう事例があるようです。これは明らかな違法行為であります。また、区民の皆さんも、この法律を知らないためか、ちゅうちょなく家庭ごみの処分をその方たちに依頼しているのが現状ではないでしょうか。時には、その回収業者さんがテレビに出演し、あたかも社会貢献をしているかのような報道がなされているのも違和感を覚えます。

質問します。まず、本区はこのような状況を認識しているのか、していないのか、お伺いをいたします。

先ほども触れましたが、一般の事業者が家庭ごみの処分を引き受けてしまう。また、区民が引き取りをお願いしてしまうことへの違法性を一般的に認識していない現状が見受けられます。そして、家庭ごみの回収を業者をお願いすることにより高額な金額を請求され、トラブルになったり、そのごみが不法投棄されてしまったりと、様々な課題が含まれているようです。ぜひ、この課題解決方法を考えるべきと思いますが、区の見解をお示してください。

この課題は他の22区でも同様ではないかと推察いたします。そこで、この課題解決のため、23区の合議体で議論されるべきと考えますが、所見を伺います。

次に、区役所の人事と精神障がい者雇用について伺います。

平成29年12月発行の「大田区人事白書」を拝見いたしました。白書の初めには、大田区では、職員定数の推移や給与、勤務時間制度など、人事行政のあらましを区民の皆さんへお知らせするために、平成17年度から「大田区人事白書」を毎年公表しています。今年度の人事白書は、平成28年度中の動きを中心に、大田区の人事行政のあらましとしてまとめたものです。区は、新たに行政需要に的確に対応するため、重点的に取り組む事業を集約した「大田区実施計画」を平成29年3月に策定しました。平成26年3月に策定した「おおた未来プラン10年（後期）」の実効性をより高めることを目的に、「地域力」と「国際都市」を区政の柱に捉え、行政資源の「選択と集中」を図りながら本計画を進めているところです。

また、日本社会全体で働き方改革に取り組んでいる中、区民サービスのさらなる向上とワーク・ライフ・バランスの実現に向け、平成29年2月に「大田区スマートワーク宣言」を行いました。限られた勤務時間の中で、質の高い仕事を行い、最大の効果を発揮するため、全庁一丸となって働き方改革に取り組んでいます。職員一人ひとりが「国際都市おおた」を推進する職員として意識を高めるとともに、新たな課題や多様化・複雑化する区民

ニーズを的確に捉え、各施策をより力強く推進することが求められています。「引き続き『未来のおおたをめざし、チャレンジを続ける職員』の育成を進め、多様な人材の活用と組織力の強化を通じて、区民サービスの向上に努めていきます」とありました。まさに、様々な角度で区民に奉仕する区職員育成への取り組みであると確信をいたしました。

その上で、いくつか質問をさせていただきます。平成29年度試験区分と採用区分で事務1類は71名、3類は9名、経験者2級職は8名、経験者3級1は4名、身障選考は3名となっておりました。私は、新規採用事務は、まず現場である区民と接する部署を経験させることが重要であると考えておりますが、この白書には職員の配置や人事異動についての考え方の記載がないようです。基本的な考えなどありましたらお知らせください。

次に、服務規程の中で、職員の営利企業等への従事制限、地方公務員法第38条により、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」とされています。この趣旨は、職員が兼業や自営を行うことによって、職務専念義務が損なわれるおそれが生じるため、職務の公正性を確保できなくなるおそれが生じるため、職員の品位の維持ができなくなるおそれが生じるため、これを未然に防ぐため、勤務時間の内外を問わず兼業を原則として禁止し、これらのおそれがない場合に例外的に許可するものです。

大田区においては、政府が実施する各種統計の調査員または調査指導員、大学等の講師への兼業許可が多く、次いで無報酬の公益財団の役員等への兼務があります。また、平成16年度に規定を整備し、自営業（不動産等の賃貸業）についても、兼業の許可を必要とすることとしましたとなっています。

兼業を許可する、または許可しないと判断する、いわゆる物差しをお示しください。

障がい者雇用について、このような記事がある新聞に掲載をされておりました。東京都は平成30年度入庁の正規職員採用で初めて精神障がい者の合格を発表いたしました。都は、これまで精神障がい者の採用は非常勤職員のための採用としており、また、知的障がい者も同様でありました。今年度から受験対象に精神障がい者と知的障がい者も加えられ、都による障がい者枠の合格者は35人で、内訳は身体障がい者12人、精神障がい者23人、知的障がい者は今回ゼロ。障がいのある方は、入庁後、資料の収集管理など、主に事務作業を担う部署に所属する予定で、障がい者雇用は、改正障害者雇用促進法に基づき、本年4月から法定雇用率が引き上げられます。その算定基礎に現在の身体、知的のほか、精神障がい者も含まれるようになるため、障がい者雇用の必然性が全国で高まっているとありました。

本区では、これまでなかった精神障がい者1級に対し、自民、公明の要望どおり手当の

支給に踏み切るなど、障がい者福祉に前向きに取り組んでいることは大変評価に値すると考えております。本区は、これまで障がい者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき雇用を行ってまいりました。人事白書によると、その雇用率は、25年度は2.41%、26年度は2.44%、27年度は2.50%、28年度は2.71%、そして29年度は2.61%となっており、その雇用率を定める法令では、民間企業は障がい者雇用率2.0%、国と地方公共団体では2.3%となっております。しかし、特別区においては独自に雇用率3.0%を目標にしています。

先ほどもお示ししましたように、来年度から障がい者雇用の法定率に新たに精神障がい者も含まれるようになります。本区においても、東京都の取り組みを参考に、精神障がい者雇用を積極的に取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、区の見解をお知らせください。

次に、防災についてお聞きをいたします。

先日、一部の幹事長を除き、議長を中心に幹事長会メンバーで東松島市議会へ親善訪問調査を行ってまいりました。初日は防災集団移転団地やスマート防災エコタウン、そして防災備蓄倉庫を視察いたしました。特に印象に残ったのは、鷹来の森運動公園内にある防災備蓄倉庫でありました。この倉庫は、市内人口の約50%の3日分に当たる食料や飲料水を備蓄しています。主な備蓄量は、食料8万7000食、飲料水8万7000リットル、その他資機材を備蓄することが可能となっています。今回、この備蓄倉庫について説明をいただいたのは、この施設を管理している絆管理事務所の責任者の方でありましたが、大震災を経験している中での様々な備蓄でありますので、備蓄に対してのきめ細やかな知恵が多く活かされていると実感をいたしました。

その一つに、備蓄品をかびや箱の破損から守るパレットの存在があります。このパレットは、物資の運搬を効率よく行えるとともに、床との間に空間ができることにより、かびなどから物資を守ります。また、段ボールを破損やつぶれ、湿気から守るため、箱の内部に段ボール片を入れ、上部や側面を二重構造とし、さらに梱包機を使い、PPバンドで固定することにより、つぶれにくくする手法がとられておりました。

今後、高い確率で起こると言われている首都直下型地震に備え、災害時における相互応援に関する協定を結んでいる東松島市から学ぶことは大変多いと思います。本区が備蓄している備蓄品にはこのような手法がとられているのか、区の取り組み状況を伺います。

また、本区は東京湾に面しております。羽田地域や大森南地域など、海辺に隣接している地域での津波対策などはどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

本区の防災訓練は、現在、年に数回、町会単位などで行われております。防災で重要なものは、自助、共助、公助、そして最近では近助と言われるように、近隣や家族の助け合いが

重要とされています。そういった意味でも、防災訓練は近隣が集い合い、顔見知りになるだけでも重要であると言われています。

しかし、最近の防災訓練参加者は、どの地域も固定化されているのが現状ではないでしょうか。区として参加者の裾野を広げる施策についてどのように考えているのか、お示しくください。

防災訓練は、読んで字のごとく、災いを防ぐ、災害を防ぐ訓練であります。しかし、現在の防災訓練の内容から見ると、ほとんどが地震が起きてからの対応を訓練しています。それは、消火器で火を消したり、煙を体験したり、地震を体験したりするものです。先ほどお示ししたとおり、重要なキーワードは「近助」でありますので、現在の防災訓練を否定するものではありません。

質問します。防災訓練を含め、地震による被害を最小限にとどめるための見解がありましたらお示しくください。ぜひ、そのような考え方について訓練の主催者にも働きかけていただきたいと思います。

次に、大田区のブランド力についてお聞きいたします。

先日、民間企業が年1回発表している地域ブランド調査の結果を拝見いたしました。この調査は2006年にスタートし、今回が12回目で、調査対象は2017年4月末現在、全国にある791市と東京23区及び地域ブランドへの取り組みが熱心な186の町村を加えた計1000の市区町村、そして47都道府県としています。調査項目は、各地域に対して魅力度など全78項目の設問に関して実施し、地域のブランド力を、消費者が各地域に抱く魅力を数値化しています。また、魅力の要因を観光、居住、産品など他の項目結果から分析できるように設定しています。調査はインターネットアンケートで実施し、全国から約3万人の回答を集めています。回答者の年齢は、20代から70代の消費者を男女別、各年代別、そして地域別に、ほぼ同数ずつ回収しています。具体的な調査項目は、外から見た視点として認知度、魅力度、ドラマや映画、ポスターやチラシなどの情報接触経路、ご当地キャラクターなど情報接触コンテンツなど、また、内から見た視点で愛着度、自慢度などとなっています。

2017年の都道府県ランキングは、1位が北海道、2位が京都府、3位が東京都、また、1000市区町村魅力度ランキングでは、1位は京都市、2位は函館市、3位は札幌市と続きます。東京23区の状況は、22位で渋谷区、24位で新宿区、36位で港区、47位で品川区、そして世田谷区が50位と続きます。100位以内には目黒区、千代田区、中央区、文京区がランキングをされておりました。残念ながら、大田区は100位以内にはランキングされてなく、私が調べる限り、何位なのか不明でした。私が所属しているオリンピック・パラリンピック観光推進特別委員会での所管事務報告の中にも一部報告がありましたが、世界的に有名

で、ブランド力がある羽田空港が、大田区の一部であると認識されていないのがその要因の一部ではないでしょうか。

今回、本区は、大田区ブランディング・シティプロモーション戦略検討会議を立ち上げ、大田区のブランド力向上を目指すとしております。大田区のブランド力を上げ、大田区のイメージをさらに向上させるための区の思いをお聞かせください。

次に、区有施設の利用についてお聞きをいたします。

区有施設を利用する際、その施設予約に様々なツールがありますが、その一つにうぐいすネットがあります。私もうぐいすネットを利用している一人ではありますが、先日、パソコンの前に座り、うぐいすネットを利用しようとしたところ、利用時間に制限があることに気づきました。働き方が多様化する中、インターネット予約に利用制限があるのはいかなものかと考えます。

費用対効果などを考え、24時間対応にするまでもないとは考えますが、夜間の予約締め切り時間を現在の時間より延長すべきと考えますが、見解をお示してください。

また、先ほど区有施設をよく利用すると申しましたが、インターネットからうぐいすネットに接続した際、抽選締め切り日や予約の開始日に、画面の展開が遅く、つながりにくい状況が発生しています。うぐいすネットを利用される方の利便性向上のため、画面の展開が遅く、つながりにくい状況を改善すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、京急蒲田駅周辺の喫煙についてお聞きをいたします。

大田区初のペDESTリアンデッキができた羽田空港の玄関口、京急蒲田駅前周辺に最近たばこのポイ捨てが多いと相談をいただきました。この方はボランティアで毎日のように駅前にポイ捨てされたたばこの吸い殻の清掃をさせていただいております。国が行っている観光施策により、蒲田駅周辺でもキャリーバッグを持ち、移動する外国人を最近よく見かけます。そして、何よりも2020東京オリンピック・パラリンピックに向け、今後ますます大田区、そして蒲田に多くの外国人が訪れていただくことが期待をされておりますが、このポイ捨てされたたばこの吸い殻を見たらどのように思われるでしょうか。

京急蒲田駅周辺は人の往来も激しく、先ほど申し上げたとおり、たばこのポイ捨てもたくさんあります。国の動向を見据えながら、将来的には喫煙禁止区域指定も視野に入れ、たばこのポイ捨ての取り締まりを強化すべきと考えますが、区の見解をお示してください。

次に、新教育長の教育方針についてお聞きをいたします。

まず、小黒仁史新教育長の教育にかける思いを改めて伺います。小黒新教育長は、東京福祉大学教育学部特任教授、稲城市立若葉台小学校統括校長、大田区教育総務部指導課長、大田区立入新井第一小学校長などを歴任されております。教育行政に経験豊富で、



その手腕を我が会派としても大きく期待しているところであります。経歴にもあるとおり、他の自治体の校長先生も歴任され、本区と他区の教育への取り組みを客観的に比較できる見識をお持ちであると推察いたします。

本区の教育は、他の自治体と比べ、どのような点で優れているか、また、どのような点に課題があるか。例えば、私も本年第2回定例会で取り上げましたが、教員の長時間労働など学校の教育の要である教員の負担軽減といった課題など、その所見をお知らせいただき、その課題克服のために何が必要か、お考えを伺います。

大田区にとって教員畑出身の教育長は数年ぶりと伺っております。大田区の未来は今いる子どもたちに託すしかありません。最後に、小黒新教育長の手腕に大いに期待を申し上げます、大田区議会公明党の代表質問といたします。ありがとうございました。

## <回答>

### ▶ 松原 区長

勝亦議員の代表質問に順次お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、平成30年度予算編成に関するご質問でございますが、平成30年度は、「おおた未来プラン10年（後期）」の総仕上げの年に当たるとともに、昨年度策定した「大田区実施計画」の実現に向け、区政の新たな課題にも果敢に取り組んでいく重要な年となります。こうした認識のもと、私は、このたび一般会計規模で2787億7000万円余となる攻めの予算を編成いたしました。具体的には、待機児解消に向けて、認可保育所等27か所の整備を進めるとともに、小中学校における不登校児童・生徒の支援体制の拡充や、全12校の校舎改築を進めるなど、安心して産み育て学べる環境づくりに取り組んでまいります。また、身近な地域での介護予防の拠点づくりに取り組むとともに、新スポーツ健康ゾーンの整備や東京2020オリンピック・パラリンピックの気運醸成などを通して、あらゆる世代が生涯を通して健やかに安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。さらに、「蒲田－大森－臨海部－羽田空港周辺」や、全国初となる勝海舟記念館の整備を推進するなど、にぎわいと安らぎのあるまちづくりを進めてまいります。羽田空港跡地や新空港線の整備を着実に進めるとともに、国際都市おおた協会の設立、シティプロモーション事業の推進などを通して、大田区の魅力や強みを発信してまいります。私は、本予算に基づく取り組みを確実に進めることで、72万区民の皆様の期待に応えてまいります。

次に、財政基金に関するご質問でございますが、区は、待機児童対策や学校改築など子どもを取り巻く環境整備、超高齢社会への対応、防犯・防災対策といった区民生活に直結する課題が山積しており、これらの課題については、時期を逸することなく的確に対応していくことが重要でございます。そのため、平成30年度歳出予算においては、各事業の必要性、緊急性を精査した上で、これらの重要課題解決につながる経費を見積もりました。一方で、歳入予算の編成に当たりましては、法人住民税の一部国税化やふるさと納税に加え、地方消費税の清算基準見直しという新たな減収要素が加わりました。こうした厳しい状況の中、必要な財源の確保に当たりましては、既存事業の見直し、経常経費の節減等に努めつつ、財政基金の繰入額や特別区債の発行額を増額することで対応をいたしました。今後も引き続き、基金や特別区債を有効に活用しながら、区民生活の向上に資する事業を着実に推進してまいります。

次に、大田区が抱える構造的な課題についての改革の進め方に関するご質問でございますが、社会保障関係経費のさらなる増加や公共施設の機能更新が集中することなどにより、

区が行財政を取り巻く状況は今後厳しくなるものと考えております。区は、このような構造的な課題を克服し、大田区基本構想に掲げる区の将来像の実現に向けて、たゆまぬ努力を続けていかなければならないと思います。私は区長として、財政の健全性を維持しつつ着実に地域課題を解決していくために、引き続き事務事業の見直しを進め、限られた行政資源を効果的・効率的に配分し、施策の最適化を図ってまいります。区の有する行政力を最大限に発揮するとともに、民間事業者のノウハウを活用した公民連携の推進など、不断の改革を進め、持続可能な行財政運営に努めてまいります。

次に、新スポーツ健康ゾーンへのアクセス向上に向けた取り組みについてのご質問でございますが、区は、「空港臨海部グランドビジョン2030」や「おおた都市づくりビジョン」の中で、内陸部から臨海部や羽田空港への交通アクセスの整備・拡充を重要課題と位置づけております。また、本年3月に策定予定の「大田区交通政策基本計画」の中でも、大森・平和島地区から埋立島部、羽田空港間のアクセス交通の充実や、コミュニティサイクルの拡充などを基本的な施策と位置づけております。今後はスクエアのまちづくりの実現に向け、主要駅と空港臨海部をつなぐバスなどの公共交通の充実や、多様な移動手段の導入の可能性等、具体的な検討を鋭意進めてまいります。

次に、耐震化・不燃化の事業についてのご質問ですが、区は、平成18年度に耐震化助成事業を導入して以来、制度の改善に努めており、今年度からは、特定緊急輸送道路沿道の建築物に対する助成制度を大幅に拡充いたしました。引き続き、建物所有者に拡充した助成制度の利用を働きかけ、目標とする沿道建築物の耐震化率90%に向けて鋭意取り組んでまいります。

また、不燃化特区制度を活用した老朽建築物の除却や建て替え費用を助成する事業を大森中地区に導入以来、羽田二・三・六丁目地区などに順次拡大し、不燃化を促進してまいりました。昨年末までの助成実績は74件となっております。中でも、火災危険度の高い羽田三・六丁目地区では、道路拡幅事業を進めており、今年度からは用地折衝業務を委託し、取り組みを加速させています。今後も、様々な手法を駆使して、区内建築物の耐震化・不燃化を強力に推進してまいります。

次に、中小企業の事業承継や廃業の問題に関するご質問でございますが、大田区が誇るものづくり産業の競争力は、技術力が高く、多様なニーズに柔軟に対応できる中小企業の集積が源になっております。その集積の維持・強化のためには、区内企業の事業承継や廃業への対応が重要でございます。特に、議員お話しの黒字企業の廃業につきましては、区内でも全国と同様な傾向にあり、廃業の前に事業承継を促進する必要があります。一方、国内の事業を承継した若手経営者が区内産業を盛り上げようとする取り組みや、キャリア

教育との積極的な連携を進めています。区といたしましては、このような若手経営者の取り組みを後押しすることで、次世代の経営者にとって経営しやすい環境を醸成してまいります。

次に、事業承継税制の拡充による区内中小企業への効果に関するご質問ですが、事業承継において資産の承継は重要な要素であり、今回の拡充は大きな後押しになると期待をしております。国内製造業の大半を占める小規模企業では、株式の譲渡に係る税負担が大きくなると円滑な事業承継に支障をきたすこととなります。今回の拡充は、格段に税負担が軽減され、さらに経営環境にも一段と配慮した制度となっていることから、区内企業による事業承継につながるものと期待をしております。また、円滑な事業承継は次の世代による新たな取り組みや経営革新のきっかけとなる効果も期待できることから、区といたしましては、企業の皆様の新たな挑戦に対する支援に引き続き取り組んでまいります。

次に、国と連携した事業承継の推進に関するご質問でございますが、事業承継の推進は我が国の産業における大きな課題であり、国をはじめとする関係団体と区が連携してこの問題に取り組んでいくことが重要であります。事業承継の推進においては、経営や技術・技能などの知的財産も重要な要素でございます。準備期間を確保するため、経営者による早期の着手が求められます。区は今年度、「大田の工匠 技術・技能継承」を開始し、区内企業の技術・技能継承や若手人材育成を促進しているところでございます。こうした事業を通して、国をはじめとする関係機関の事業承継に係る取り組みの周知に努めるとともに、産業団体や金融機関と連携し、多様な成功事例を区内企業の経営者に知っていただき事業承継に関する意識の啓発と準備の早期着手を促進してまいります。

次に、地方消費税交付金の減額に関するご質問でございますが、国は都市と地方の税源の偏在の是正を進めており、平成30年度税制改正において地方消費税清算基準の見直しが強行されました。今後、消費税率10%段階では約34億円の減収が見込まれるなど、区財政に与える影響は看過できるものではなく、このような不合理な制度改正は断じて容認することはできません。地域間の税収格差の是正は、本来は地方交付税で調整するべきです。私は特別区長会の副会長として、他の自治体と連携しながら、引き続き国に対し強く働きかけをしてまいります。

次に、自主財源の確保に関するご質問でございますが、区はこれまでも、区税等の収納率向上に向けた継続的な取り組みはもとより、ホームページのバナー広告や本庁舎におけるデジタルフロア案内、証明写真機の設置による収入など、自主財源の確保に努めてきたところでございます。一方で、議員お話しのとおり、国がさらに進めようとしている不合理な税源偏在是正の動きも踏まえますと、自主財源の確保は今後ますます重要となっております。

ります。そのような状況の中、平成30年度予算案では、一例として、（仮称）勝海舟記念館の整備・運営に当たって、クラウドファンディングや寄付キャンペーンイベントによる自主財源の確保について検討する内容を盛り込んでおります。こうした手法により、大田区で生まれ育った方や関心を持っている方などが、大田区への寄付行為を通じて、さらなる寄付文化の醸成につながるよう取り組みを進めてまいります。今後も、収納対策の強化に加え、様々な歳入確保の取り組みを通じて自主財源の確保に努めてまいります。

次に、遺品整理等を営む事業者が家庭廃棄物を回収してしまう事例があることについてのご質問でございますが、事業者の一部には、法令に反し、家庭廃棄物を回収することに加え、高額な費用を請求する悪質な事業者が存在し、被害にあわれた区民からの情報が、わずかではありますが、区に寄せられております。これらの違法行為は誠に遺憾であり、許されるものではないというふうに認識をしております。

これらの違法行為の問題解決に関するご質問でございますが、これらの課題の解決を図ることは、廃棄物の適正処理を推進する上において非常に重要であります。区は、区民に対する被害を未然に防ぐため、区報、区ホームページ等を通じて不用品回収業者の違法性について周知しております。また、違法に回収された不用品は不法投棄につながる可能性が高く、東京都の関連部局におきまして不用品回収業者に対する指導等を実施しております。今後につきましても、様々な媒体や機会を通じ、より多くの皆さんに周知徹底するとともに、東京都をはじめとする関係各機関と情報を共有し、廃棄物の適正処理に向けて積極的に連携してまいります。

次に、23区共通の課題として、23区の合議体で議論されるべきことのご質問でございますが、遺品整理により発生する廃棄物等の家庭廃棄物の取り扱いにつきましては、東京二十三区清掃協議会の専門部会における様々な検討課題の一つとして議論されております。当該家庭廃棄物につきましては、区にその処理責任があることから、それらの処理過程において、一般の事業者が法令等に反する対応がないよう注意する必要があると考えております。区といたしましては、区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現に向けて、全ての家庭廃棄物が適正に処理されるよう、より一層普及啓発に取り組んでまいります。

次に、新規採用事務職員の配置や人事異動の基本的な考えに関するご質問ですが、採用後おおむね10年間は、多様な職務知識と地域への視野を広げることを目的に、3か所程度の職場を経験できるようジョブローテーションを実施しています。また、配属先においては、基礎的な業務や区民と接する機会の多い業務に充て、一日も早く区民感覚を身につけられるよう指導しております。その後は、それまでに習得した知識、経験、能力を活かせる適材適所の配置をすることにより、多様化する区政課題の解決に取り組んでいます。次代を担う若い職員が、地域の声を真摯に受け

止め、区民の期待に応えられる職員になるよう、計画的な配置管理をしてまいります。

職員の兼業を許可する物差しに関するご質問ですが、職員の兼業は、議員のお話のとおり、職務専念義務や職務の公正性の確保及び職員の品位維持を図ることを目的に、地方公務員法により制限されております。その上で、特別区人事委員会規則では、「職員の占めている職と当該営利企業との間に特別の利害関係又はその発生の恐れがなく、かつ、職務の公正円滑な執行に支障がない場合、その他法の精神に反しないと認められる場合に限り許可する」と規定しております。これを受け、区においても、兼業許可の判断基準として「職員の兼業許可に関する事務取扱規程」を定め、兼業を許可しない場合を列挙する形で規定しております。今後も、兼業の許可については、法令の趣旨に則り適切に判断してまいります。

次に、区の職員採用における精神障がい者雇用に関するご質問ですが、障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、障がい者雇用率の下限が、地方公共団体では、平成30年4月1日から2.3%が2.5%に、さらに平成33年4月までには2.6%に変更されます。また、雇用率算定の基礎となる障がい者の中に精神障がい者を含むこととされました。このことを踏まえ、特別区人事委員会は、平成30年度から精神障がい者、知的障がい者を受験資格に追加し、職員採用選考を実施することとしました。区は、平成30年度から精神に障がいのある方に就労機会を提供し、企業就労につなげるチャレンジ雇用の開始を予定しております。今後、この事業を含めて、東京都や他自治体等の取り組みを参考にしながら対応してまいります。

次に、災害用備蓄品等の管理についてのご質問ですが、災害発生後に迅速かつ的確に備蓄品を運搬するためには、平常時の管理方法が重要であります。議員お話しのとおり、被災経験のある東松島市から備蓄品の管理など学ぶべきことが多いと感じております。区は、東松島市など被災自治体への視察や災害時の協力協定締結団体と協議し、南六郷、京浜島、蒲田本町などの地区備蓄倉庫へは少人数で荷物の積み下ろしができるパレットを順次導入しております。また、物資搬送拠点として京浜島に増設する備蓄倉庫は、パレットの導入を前提としております。東松島市の責任者の方には、区の備蓄倉庫を見ていただき、梱包用のラップによる保管方法などのアドバイスをいただき導入しています。今後も、災害時の物資搬送体制を確立するため、適切な備蓄品の管理に努めてまいります。

次に、津波対策についてのご質問ですが、東京都が公表した「首都直下地震による東京都の被害想定」によりますと、津波の高さは区内最大1.58メートルとされております。水門閉鎖の状況では、沿岸部の防潮堤を超えることは想定されておられません。しかし、水門が閉鎖されない状況では、大森南の一部の地域において津波の浸水被害が想定されています。区は、ハザードマップの作成や津波一時避難施設の指定、呑川河口等への水防監視カメラの設置など津波対策に取り組んでおります。現在、東京都が区と連携して、貴船水門、旧呑川水門、北前堀水門、南前堀水門を廃

止するとともに、防潮堤を整備して津波被害防止に取り組んでいるところです。今後も引き続き津波対策を進めてまいります。

次に、防災訓練についてのご質問ですが、幅広い世代に防災訓練に参加していただくことは、防災意識の向上に非常に重要なことです。今年度の総合防災訓練では、防災への関心があまり高くない方や、子育てなどの理由により長時間の参加が難しい方などにも参加しやすいものとなりました。親子で一緒に楽しめるようなペーパークラフトなどの子ども向けのコーナーや、興味を持った方がいつでも自由に参加できる要配慮者の支援体験など、イベント型の訓練を実施いたしました。本訓練に参加していただいた方からも、「防災に興味を持った。楽しい訓練だった」との声もいただきました。今後、地域の防災訓練などへの参加につながるものと考えております。引き続き、総合防災訓練の内容を充実させるとともに、地域における防災訓練を支援し、参加する区民の裾野を広げ、防災意識の向上に取り組んでまいります。

次に、地震による被害軽減についてのご質問ですが、地震による被害を最小限に抑えるためには、区民一人ひとりが日頃から災害に備え、みずからが家具の転倒防止や食料、生活必需品の備蓄など、しっかりと準備しておくことが重要です。区は、マンション防災などの各種防災講習会や防災講話をはじめ、区報においても日常生活でできる自助の取り組みを特集するなど、事前の予防策について啓発に取り組んでおります。議員お話しのとおり、地域の防災訓練におきましては、区内各所において実施され、自治会・町会の中で身近な方々が多数参加されており、地域の防災力向上には欠かせないものです。この訓練においても、様々な被害軽減策を内容に加えることは非常に効果のあるものと考えます。今後も、防災訓練の実施方法や内容について、消防署など関係機関と連携し充実をしてまいります。

次に、大田区のブランド力を上げ、大田区のイメージをさらに向上させるための区の思いについてのご質問ですが、区内にはそれぞれの地域に魅力的な地域資源が多く存在しています。これらの魅力的な地域資源を多様な手法を通じて区内外に広く発信していくことは、区のブランド力向上や区のイメージをさらに向上させていく上で大変重要であると考えております。区におけるシティプロモーションの取り組みに当たっては、区民の皆様の地域への愛着心や誇りを高めると同時に、区のイメージの明確化や認知度の向上、回遊性の向上を目的とし、さらなる定住化の促進や地域経済の活性化につながるようなプロモーションを進めてまいりたいと考えております。世界的な認知度を持つ羽田空港をはじめとして、区の誇れる歴史、文化、自然、産業、食といった魅力を総合的にブランディングし、大田区が誇れるもの、大田区ならではのもの、大田区らしいものなど、大田の魅力を戦略的にプロモーションするための手法を検討しております。今後も、区民や関係団体と連携し、シティプロモーションの取り組みを進め、「暮らしてよし、訪れてよし、地域あふれる 国際都市おおた」の実現を目指してまいります。

次に、うぐいすネットの利用時間延長についてのご質問ですが、システムの利用時間につきましては、バックアップの時間を確保する目的から、午前8時30分から午後8時30分までとしております。現在、うぐいすネットの利用者登録数は4万件を超えており、年間の抽選申し込み件数は約201万件、空き施設の予約申し込み件数は約28万件と年々増加傾向にあります。こうした利用状況と利用者の利用延長を求める声を踏まえ、来年度に予定しておりますシステム機器の更改に合わせて利用時間の延長を検討しております。今後も、さらなる区民の利便性向上のため、システム運営の改善に努めてまいります。

次に、うぐいすネットの利便性向上に関するご質問ですが、現在、うぐいすネットを使って施設予約等ができる施設は、集会室と公園施設を合わせて59施設あり、集会室や野球場等の室場数は291か所となっております。利用者登録数が年々増加傾向にあり、多くの利用者がシステムにアクセスする抽選の締め切り日や空き室予約の開始日にはつながりにくい状況が発生しております。今後も利用者数の増加が見込まれることから、システムの回線を強化し、つながりやすい環境とできるよう検討をしております。

次に、京急蒲田駅周辺におけるたばこのポイ捨てへの取り組みについてのご質問でございますが、東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機に、羽田空港の玄関口である京急蒲田駅やJR蒲田駅周辺の良好な地域環境づくりをさらに推進すべきものと考えております。その中でも喫煙する方々のマナーの向上については、粘り強く啓発と指導を行うことも重要でございます。区は、昨年6月から、JR蒲田駅東西口の路上喫煙禁止地区において、啓発指導員による重点的な巡回指導に取り組んでおりますが、来年度は京急蒲田駅西口周辺やJR蒲田駅周辺にエリアを拡大し、年末年始を除く通年での実施を図り、啓発指導をさらに強化することを検討しております。現在、喫煙に関する法令整備について国や東京都において議論がなされております。区といたしましては、地域の方々のご意見をお聞きしながら、国や東京都の動向も見極めて、路上喫煙禁止地区の拡大等を含めた取り組みを検討し、国際都市にふさわしい清潔で美しい大田区の環境づくりに努めてまいりたいと思います。私からは以上でございます。

## ▶ 小黒教育長

私からは、まず大田区の教育にかける思いについてお答えいたします。

教育は未来への最大の投資であるということが言われます。教育の充実こそが豊かな人間社会をつくり出していく根幹であり、その中でも大田区が担っている義務教育こそが人



間の基盤づくりであると考えております。どの子ども将来にわたって伸びていく義務教育の充実が大田区の将来を築くことにつながると考えております。現代社会は急速に変化し続けており、グローバル化の中で国際競争も激化しています。大田区の子どもたちが踏み出す将来の社会がどのような状況になっているかを正確に予想することは極めて困難です。しかし、どのような社会にあっても、大田の子どもたちがみずからの能力を活かして暮らしを立て、人を愛し、社会に貢献する人間となるよう育てることが大切です。そのためにみずから課題を発見し、解決に向けた見通しを立てて行動する、生きる力を身につけさせることが重要であると考えております。私は、大田の教育が子どもたちの意欲と課題に立ち向かう勇気を育み、よりよい社会をつくり出す力となるように全力で取り組んでまいります。

次に、大田区の教育の優れている点や課題に対するご質問でございますけれども、他の自治体になく大田区の教育の優れた点としてまず挙げられるのは、地域の方々が学校を支え、地域ぐるみで子どもを育てているということでございます。都市化や少子化に伴い、地域コミュニティの結びつきが希薄になっている中、大田区では、学校支援地域本部、青少年対策委員会、自治会・町会等による地域行事をはじめ、様々な活動が活発に行われております。地域力を活かした教育が子どもたちの社会性と自己肯定感を育むよい機会になっていると感じております。

また、教育の課題といたしましては、教員の長時間勤務が挙げられます。充実した教育を実践するためには、教員が子どもにしっかりと向き合い、指導の質を高めることが不可欠です。教員が子どもとしっかりと向き合い、質の高い指導に専念するためには、教材研究を行ったり、指導方法を工夫することが大切ですが、新たなマンパワーも必要と判断しております。そこで、平成30年度予算案におきまして、教員の負担軽減として、副校長の業務の一部を補助する副校長補佐を全小中学校に配置するほか、単独で部活動指導に当たることができる部活動指導員を配置するための経費を計上いたしました。副校長補佐には、給食費の納入、教員が担っている業務の一部についても担当させることで、多くの教員の負担軽減になるよう配慮してまいります。学校が元気で、教員が奮闘する環境づくりを目指すことで、「おおた教育振興プラン2014」の最終年度が実りあるものになるよう、最大限の努力を重ねてまいります。以上です。